



## 総合事業に関するよくあるお問い合わせ

4月1日より、全自治体の総合事業が出揃いサービスが開始されています。新制度への移行に伴い多数のお問い合わせを頂いておりますが、その中でも多いものを以下にまとめました。ご参考になれば幸いです。

### <制度に関するもの>

Q1	総合事業ではどのサービスを入力すればいいのか?
A1	各自治体によって提供されるサービスは異なります。各自治体のサービスコード表、説明会資料等をご確認下さい。
Q2	総合事業のサービスを使用するのは、4月以降で認定有効期間の更新があった利用者から順次か?
A2	多くの自治体については、そのとおりです。ただし、大阪市のように、4/1付で一斉に総合事業に切り替わる自治体もあります。自治体毎にご確認下さい。
Q3	4月より、全ての自治体で総合事業が始まっているが、予防のサービスが全て総合事業に移行したのか?
A3	移行したのは、予防サービスのうち訪問介護と通所介護のみです。他のサービス(訪問看護、福祉用具等)は予防サービスのままです。
Q4	当社は「みなし指定」だが、その場合、サービスコードは「みなし」コード(A1、A5)を使うのか?
A4	許認可上の「みなし指定」を受けているからといって、使用するサービスコードが「みなし」コードになるとは限りません。「A1」にあるように、各自治体のサービスコード表、説明会資料等をご確認下さい。 *例えば、大阪市の場合はみなし指定の事業所でも独自サービスコード(A2、A6等)を使います。
Q5	「事業対象者」とは何か? その人だけが総合事業のサービスを利用できるのか?
A5	総合事業のサービスは、要支援者、事業対象者のいずれも利用する事が可能です。このうち事業対象者とは、介護予防サービス(訪問看護、福祉用具等)を使わない者に対して、簡易な方式(「基本チェックリスト」を使用)で認定を行った利用者を指します。

### <介五郎に関するもの>

Q6	介五郎で総合事業の入力をするには、何らかの設定が必要か?
A6	自治体毎のサービスコードの取込、事業所台帳の追加登録等の作業が必要です。詳しくは、 <介護予防・日常生活支援総合事業>【導入マニュアル】をご確認下さい。 ※導入マニュアルは弊社ホームページにて公開しております。 <a href="http://www.info-tec.ne.jp/users/sougoujigyou-2/">http://www.info-tec.ne.jp/users/sougoujigyou-2/</a>
Q7	総合事業の予定を入力して登録しようとしたら、「地域単価が設定されていない事業所があります」とでる。
A7	総合事業のサービスを利用する利用者については「保険者台帳」で、当該保険者の地域区分を設定して下さい。 ※【導入マニュアル 2-4.保険者台帳】参照

(居宅介護支援事業所の場合)

Q8 利用者が①介護予防サービス(予防福祉用具貸与、予防訪問看護等)と②総合事業サービスの両方を使う場合、利用票はどのように入力すればいいか?

A8 当該利用者の利用票で、①は「利用票(介護保険)」に入力、②は「利用票(総合事業)」に入力して下さい。入力画面は2箇所に分れますが、印刷をするとひとつの利用票となって出力されます。

①総合事業のサービスを入力する際に、提供票の「サービス内容入力」の画面で、自社の事業所名が自動で入らず、毎回選択しないといけない。

Q9 ②(居宅介護支援事業所の場合)

利用票実績入力で、併設の訪問介護、通所介護の提供票実績を取込もうとしても、取込の画面に利用者のお名前が表示されない。

A9 システム設定の「事業所設定」で、自事業所設定がされていないためです。【導入マニュアル 2-3.自事業所設定】の項を参照のうえ、ご対応ください。

Q10 「46-介護予防支援」の請求と「AF-ケアマネジメント」の請求の使い分けについて

A10 総合事業のみのサービスをご利用の利用者さまの場合は「AF-ケアマネジメント」として請求明細書を作成します。福祉用具や介護予防訪問看護などの介護予防サービスを併用されている場合は従来の「46-介護予防支援」となります。「AF-ケアマネジメント」の請求明細書の作成方法は下記の「介護予防ケアマネジメントの請求書作成方法」をご覧ください  
※請求書が必要か事前に地域包括センターにご確認ください。

## <介護予防ケアマネジメントの請求書作成方法>

① 事業所台帳に地域包括センターを「AF-介護予防ケアマネジメント」にて登録

事業所廃止 ※事業所番号が変更になる場合は新規に台帳登録を行ってください

事業所番号	2746200001	サテライト	1-本体事業所
(フリガナ) 事業所名	A市地域包括支援センター		
法人			
郵便番号	590-0048	検索	
住所	大阪府堺市堺区一条通		
電話番号		FAX	
代表者			
法人種別	05-営利法人		
事業所区分	6-総合事業事業所		
地域区分	6-2級地	旧	地域区分印刷
サービス区分	6-総合事業		
サービス種類	AF-介護予防ケアマネジメント		
割引率	100%	※割引なしの場合は100を設定してください	

② 居宅介護支援事業所に「AF-介護予防ケアマネジメント」で設定した事業所を設定します。

(利用者台帳、居宅介護支援の利用票実績入力内-公費情報など)

(利用者台帳)

0単位  
0単位  
0単位

居宅介護支援事業所 000025 A市地域包括支援センター

委託事業所 (予防) 000001 インフォテック居宅介護支援事業所

届出年月日 平成27年04月05日

自己作成

担当ケアマネジャー 000003 支援専門員03

居宅  訪問  通所  福祉  看護  小規模  療養

(公費情報)

公費情報

公費情報	給付率	負担者番号/受給者番号	認定開始日/終了日	自費
居宅介護支援	100%	12271007 / 1200005	平成27年04月01日	<input type="checkbox"/>
	0%		平成__年__月__日	<input type="checkbox"/>
	0%		平成__年__月__日	<input type="checkbox"/>
	0%		平成__年__月__日	<input type="checkbox"/>

公費本人負担 0円

居宅介護支援事業所 000025 A市地域包括支援センター

自己作成

委託先支援事業所 000001 インフォテック居宅介護支援事業所 06-6975-5655

社会福祉法人等 0.0%

③ 大阪市など任意のサービスコードの場合は任意設定を行ってください。(標準のサービスコードを使用される場合はこの設定は不要です。)

請求情報 行挿入 行削除

計算 介護予防ケアマネジメント (総合事業)

任意設定

1001-介護予防ケアマネジメントA

0回  
0回

※任意設定時は初回加算等もサービスコードから選択してください

※任意のサービスコードがリストに表示されない場合は市町村から提供されたサービスマスタに存在しません。市町村への確認が必要になります。

④ 上記の手順で請求書作成時に AF の請求書が作成できます。

請求書作成

提供月 平成28年04月分

指定	工口	利用者名	初上市道経路小規模	000単位	今個単位	設定項目
<input checked="" type="checkbox"/>	000001	養老保険-予防	※任意設定	430	430-	
<input checked="" type="checkbox"/>	000003	健康保険-予防	※任意設定	0	1180-	
<input checked="" type="checkbox"/>	000005	健康保険-予防	※任意設定	0	430-	

並べ替え  
コード順 かな順  
要介護順  
参照  
作成開始

利用人数 3人

※大阪市など任意コード設定時は「※任意設定」と表示されます。AF の記載は画面では確認できません。作成履歴でご確認ください。